

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度				・ ・ ・ ・		法人名					
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号若しくは第2項又は旧効力措置法第60条第1項の表の第3号の区分 第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区) 旧第3号(金融業務特別地区)		1	第1号・第2号・ 第2項・旧第3号		(1)は第2号の場合 が第1号又は 旧第3号の場合	特別控除額 (8)		9	円	
	設 立 年 月 日		2	平 ・ ・			(1)が旧第3号の場合	人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額		10	
	認定法人としての認定を受けた日		3	平 ・ ・				人 件 費 基 準 額 $(10) \times \frac{20}{100}$		11	
	事 業 種 目		4					特 別 控 除 額 (8)と(11)のうち少ない金額		12	
所得基準額の計算	所 得 金 額 仮 計 (別表四「25の①」)		5			額の計算の場合	(1)が第2項の場合	経 済 金 融 活 性 化 特 別 地 区 内 に お い て 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数		13	人
	軽 減 対 象 所 得 金 額		6					常時使用する従業員の総数		14	
	(5)と(6)のうち少ない金額		7					従 業 員 割 合 $\frac{(13)}{(14)}$		15	
	所 得 基 準 額 $(7) \times \frac{40}{100}$		8					特 別 控 除 額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (15)$		16	円

別表十一(一) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表十（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第60条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》又は平成26年改正法附則第86条第5項《沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正前の措置法第60条（第1項の表の第3号に係る部分に限ります。）《沖縄の認定法人の所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「軽減対象所得金額6」は、措置法令第36条第3項及び第7項《沖縄の認定法人の所得の特別控除》又は平成26年改正令附則第21条第1項《沖縄の認定

法人の所得の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第1条の規定による改正前の措置法令第36条第3項及び第4項《沖縄の認定法人の所得の特別控除》の規定により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

- 3 「所得基準額
$$(7) \times \frac{40}{100}$$
8」は、平成26年改正法附則第86条第4項に規定する旧認定法人については、「40」とあるのは、「35」として記載します。